

令和三年二月二日提出
質問第二四号

新型コロナウイルス感染症による国家損失について中華人民共和国への請求を検討するかに関
する質問主意書

提出者 松原 仁

新型コロナウイルス感染症による国家損失について中華人民共和国への請求を検討するかに関

する質問主意書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年十二月、中華人民共和国湖北省武漢市（以下「中国」という）において確認され、令和二年一月三十日、世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言され、三月十一日にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明された。このように新型コロナウイルス感染症は、令和元年十二月に発見されている。しかるに、中国は、令和二年一月二十七日まで、中国人の海外旅行を禁止することなく、新型コロナウイルス感染症。パンデミックに影響を与えた。

アメリカ合衆国のドナルド・トランプ大統領（当時）は、ホワイトハウスでの会見において、中国に対して「責任を負わせる方法はたくさんある」旨の発言を行っている。

新型コロナウイルス感染症。パンデミックに関しては、日本も甚大な被害を受けている。

そこで、次のとおり質問する。

- 一 令和二年四月二十七日付で国立感染症研究所病原体ゲノム解析研究センターが公表した「新型コロナウイルス

イルスSARS-CoV-2のゲノム分子疫学調査（二〇二〇／四／十六現在）」に「二〇一九年末の中国・武漢を発端とする新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）は二〇二〇年一月から二月にかけて国内に侵入し、地域的な感染クラスター（集団）を発生させた」と記載があるように、令和二年一月から二月にかけての新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、中国政府が迅速に中国外への人の移動を禁止しなかったことに起因する。そこで、この令和二年二月までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するために要した費用を中国政府へ賠償等の検討を行うべきと考えるが、政府として如何。

二 新型コロナウイルス感染症はWHOによりパンデミックに該当すると宣言がなされ、この一年で世界の感染者数が一億人を超える大流行となっている（アメリカのジョンズ・ホプキンス大学の調査による）。国内においても、様々な国からの新型コロナウイルスの流入が確認されている。今後、国立感染症研究所病原体ゲノム解析研究センターなどで、追跡調査を行い、ゲノム分子疫学調査などにより、中国以外からの国内への新型コロナウイルス感染症の流入が、中国で発生した新型コロナウイルス感染症に起因するものであるか調査する必要がある。政府として、この国内での同感染症の追跡調査がどの程度進んでいるものと把握しているか。また、同追跡調査について、政府としても重要なものと認識しているか。

右質問する。